

各都道府県・指定都市スポーツ主管課 御中

スポーツ庁健康スポーツ課
スポーツ庁政策課
スポーツ庁競技スポーツ課
スポーツ庁国際課
スポーツ庁参事官（地域振興担当）
スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）

各種スポーツイベントの開催に関する考え方について (令和2年2月21日時点)

令和2年2月20日に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、厚生労働大臣からイベントの開催に関する考え方についてメッセージが示されました。その中で、「最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めるとされています。イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いいたします。なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではありません。」とされています。

各種スポーツイベントの開催は、主催者の判断の下、行っていただくこととなりますが、開催にあたっては、感染機会を減らすための工夫を講じていただくようお願いいたします。例えば、参加者への手洗いや咳エチケットの推奨や、こまめな換気の実施、風邪のような症状のある方には参加をしないよう徹底するとともに、アルコール消毒薬の設置等、可能な範囲で、感染拡大の防止に努めていただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する場合があります。新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、当庁より事務連絡等を発出した際には、今後、文部科学省のホームページに掲載してまいりますので、こまめにご確認いただくとともに、最新の情報を入手いただき、引き続き安全確保に細心の注意を払っていただくようお願いいたします。

本件について、域内の市区町村スポーツ主管課、その他の関係機関に対しても周知されるようお願いいたします。

記

○関連情報ホームページ

- ・文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について
(内閣官房ホームページ)

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

- ・イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ
(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

本件連絡先

(全国的な規模において行われるスポーツ事業 (心身の健康の保持増進に資するもの) に関すること)

スポーツ庁健康スポーツ課企画係

電話 : 03-6734-2688 (直通)

E-mail : kensport@mext.go.jp

(全国的な規模において行われるスポーツ事業 (学校体育関係のもの) に関すること)

スポーツ庁政策課学校体育室運動部活動推進係

電話 : 03-6734-3777 (直通)

E-mail : staiiku@mext.go.jp

(全国的な規模において行われるスポーツ事業 (全国的な競技水準において行われるもの) に関すること)

スポーツ庁競技スポーツ課企画係

電話 : 03-6734-2679 (直通)

E-mail : ksport@mext.go.jp

(国際的な規模で行われるスポーツ事業に関すること)

スポーツ庁国際課企画係

電話 : 03-6734-3949 (直通)

E-mail : skokusai@mext.go.jp

(地域の振興に資する見地からのスポーツ振興事業に関すること)

スポーツ庁参事官 (地域振興担当) 企画係

電話 : 03-6734-3932 (直通)

E-mail : stiiki@mext.go.jp

(国際的又は全国的な規模において行われるスポーツ事業のうち、専ら公衆の観覧に供するために行われるものに関すること)

スポーツ庁参事官 (民間スポーツ担当) 付企画係

電話 : 03-6734-3943 (直通)

E-mail : sminkan@mext.go.jp



イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ

令和2年2月20日

新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐためには、今が重要な時期であり、国民や事業主の皆様方のご協力をお願いいたします。

最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めるとされています。

イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いいたします。なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではありません。

また、開催にあたっては、感染機会を減らすための工夫を講じていただくようお願いいたします。例えば、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方には参加をしないよう依頼をすることなど、感染拡大の防止に向けた対策の準備をしていただくようお願いいたします。

国民の皆様においては、風邪のような症状がある場合は、学校や仕事を休み、外出を控えるとともに、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いいたします。特に高齢の方や基礎疾患をお持ちの方については、人込みの多いところはできれば避けていただくなど、感染予防に御注意いただくよう、お願いいたします。

そのためには、学校や企業、社会全体における理解に加え、生徒や従業員の方々が休みやすい環境整備が大切であり、テレワークや時差通勤も有効な手段であります。関係の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととしています。